

学第 1 0 8 8 号
令和 8 年 9 月 2 日

各都道府県私立高等学校等
奨学のための給付金担当課長 様

千葉県総務部学事課長
(公印省略)

令和 8 年度千葉県私立高等学校等奨学のための給付金事業
(被災生徒制服補助) の周知について (依頼)

日頃から、本県私学行政の推進に御協力をいただき、深く感謝申し上げます。

さて、本県では、千葉県内に保護者等が在住する私立高校生等を対象とした奨学のための給付金事業を実施しておりますが、奨学のための給付金の対象となる世帯で、令和 8 年 8 月千葉豪雨等により、着用を義務付けられている制服が喪失・毀損し、なおかつ再度制服を購入する必要がある場合、支給額が加算される場合があります。

つきましては、貴課所管の私立高等学校等就学支援金対象校に対し、別添資料を送付していただく等、周知に御協力くださいますようお願いいたします。

詳細については、下記の千葉県ホームページを御参照ください。

■ 被災生徒制服補助 (申請期限：令和 8 年 1 2 月 1 8 日 (金))

H P 最下部の「6 被災時の制服補助について」をご参照ください。

<https://www.pref.chiba.lg.jp/gakuji/shiritsutou/gakuhi-josei/josei-kyuufukin.html>

問合せ先

千葉県総務部学事課

私学振興班 湯本

T E L : 043-223-2162

E-mail : gakuji2@mz.pref.chiba.lg.jp